

I 市町村合併の進展

- ・ 2009年は、近代的地方自治制度施行120周年
- ・ 市制町村制（市町村法）1888年制定、1889年施行

1. 市町村の歴史は、合併の歴史

- ・ 明治の大合併（1888年～1889年）
- ・ 昭和の大合併（1953年～1961年）
- ・ 平成の大合併（1999年～2010年）

* 合併→期待される役割に対応した市町村の体制強化

* 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷字八海

* 田無市+保谷市→西東京市（2001年1月）

cf. 特別区

1878年 15区（郡区町村編成法）

1889年 15区（市制町村制）

1932年 35区（区域拡大）

1947年 23区（区の再編）

2. 市町村数の変化

- ・ 明治の大合併 71, 314 → 15, 820
- ・ 昭和の大合併 9, 868 → 3, 472
- ・ 平成の大合併 3, 229 → 1, 821（旧合併特例法適用期限）
1, 777（2009年5月）

* 村の減少、町の増加と減少、市の増加

3. 平成の大合併

- ・ 起点
 - ・ 1999年の地方分権一括法による旧合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）の改正
 - ・ 財政的特例措置の強化（合併算定替の期間延長、合併特例債の創設）

- ・背景
 - ・地方分権の進展
 - ・少子高齢社会、人口減少社会の到来
 - ・厳しい財政状況
 - ・日常生活圏の拡大
- ・進捗状況
 - ・予想以上の進展？
 - ・都道府県によってバラつき
 - ・小規模市町村（人口1万未満）の存在
- ・合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）による合併推進
 - ・昭和の大合併時と同様の手法
 - ・2010年3月まで→ポスト合併新法？

II 地方議会議員年金について

1. 地方議会議員年金制度の沿革（「報告書」p7～）

- ・地方議会議員互助年金法（1961年、任意加入）
 - 地方公務員等共済組合法（第11章、1962年、強制加入）
- ・退職一時金の導入（1965年）
- ・公費負担の導入（1972年）

2. 地方議会議員年金制度の概要（「報告書」p2～）

- ・地方議会議員共済会の設置（法第151条）
 - ・3共済会
 - ・特別区議会議員は、市議会議員共済会に加入
- ・給付
 - ・退職年金、退職一時金等の支給（法第158条）
 - ①退職年金（法第161条）
 - ・在職12年以上
 - ・平均標準報酬年額の35/150+在職年数加算（30年限度）
 - ・65歳から支給（法第164条）
 - ②退職一時金（法第161条の3）
 - ・在職3年以上12年未満
 - ・4年以下 49/100
 - ・8年以下 56/100
 - ・12年未満 63/100
- ・費用負担
 - ①掛金及び特別掛金（法第166条）

- ・掛金
都道府県：標準報酬月額 X 13/100
市・町村：標準報酬月額 X 16/100

- ・特別掛金
都道府県：期末手当 X 2/100
市・町村：期末手当 X 7.5/100

② 公費負担（法第167条）

- ・都道府県：標準報酬月額 X 10/100
- ・市・町村：標準報酬月額 X 12/100
- ・市町村合併に伴う激変緩和措置（4.5/100）

「国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第151条第1項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。」

（旧合併特例法第16条第3項、合併新法第65条第2項）

- ・再計算（法第166条第5項）
 - ・少なくとも4年ごとに行う
 - ・2002年改正、2006年改正、そして、2010年改正へ

3. 地方議会議員年金の性格（「報告書」p2）

- ・法律に基づく公的な互助年金制度

4. 地方議会議員年金の課題（「報告書」p12～）

- ・市町村合併や行政改革等に伴う急激な財政状況の悪化
 - ・単年度赤字と積立金の減少（「報告書」p30～）
- ・市町村合併の影響（「報告書」p14、p44）

	1999年3月	→	2008年3月	
・市区町村数	3,255団体		1,816団体	(44%減)
・会員数	60,004人		35,819人	(40%減)
・年金受給者数	79,232人		94,357人	(19%増)

（議員報酬手当→約1,110億円削減）

5. 地方議会議員年金制度に関する研究会報告書（2009年2月）

- ・一定の仮定の下での将来試算（「報告書」p42、p43）
 - ・都道府県議会議員共済会 積立金→2022年にマイナス
 - ・市・町村議会議員共済会 積立金→2011年にマイナス
- ・負担と給付の両面にわたる見直し（「報告書」p14～）
 - ・負担面

- ・掛金率、特別掛金率、負担金率→一定程度の引上げを検討
- ・市町村合併に伴う激変緩和措置→更なる強化を検討
- ・給付面
 - ・退職年金給付水準
 - ・2002年改正及び2006年改正で、30%引き下げ
 - ・更なる引き下げを検討
 - ・既裁定者の取扱い
 - ・2006年改正で、10%引き下げ
 - ・更なる引き下げを検討
 - ・退職一時金給付水準
 - ・更なる引き下げを検討
 - ・その他（遺族年金の見直し等）
- ・廃止された国会議員互助年金制度との比較（「報告書」p20）
- ・仮に議員年金制度を廃止とした場合の問題点（「報告書」p21、p45）

6. 地方議会議員年金制度に関する検討会の発足

- ・2009年3月 総務省「地方議会議員年金制度検討会」の発足
→秋に向けて報告書のとりまとめ

※ 本レジュメの他に以下の資料を当日配付しました。

- ・「地方議会議員年金制度に関する研究会報告書」
(平成21年2月 地方議会議員年金制度に関する研究会)
- ・「日本における市町村合併の進展」
(平成19年3月 政策研究大学院大学比較地方自治研究センター(COSLOG)・財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の連携による「アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料No.1」)